

平成27年度  
第3回さいたま市総合教育会議

議事録

1 期 日 平成28年3月17日(木)

2 場 所 さいたま市役所議会棟2階第5委員会室

3 開 会 午前10時30分

4 出席者

(1) 構成員

職名		氏名
市長		清水 勇人
教育委員会	委員長	大谷 幸男
	委員	石田 有世
	委員	平澤 奈古
	委員	野上 武利
	委員	武田ちあき
	教育長たる委員	稲葉 康久

(2) 市職員

職名				氏名
副市長				本間 和義
都市戦略本部		本部長		大熊 克則
		総合政策監		濱里 要
	都市経営戦略部	副理事		原 修
		副参事		小島 豪彦
		主幹		塚本 明宏
		主査		池田 宜弘
		主査		菅原 智之
スポーツ文化局	文化部	文化振興課	参事兼課長	大西 起由
保健福祉局	福祉部	障害福祉課	参事兼課長	吉野 博之
子ども未来局		局長		高橋 篤
	子ども育成部	青少年育成課	課長	岸 聖一
教育委員会事務局		副教育長		村瀬 修一
	管理部	部長		後藤由喜雄
		教育総務課	課長	西林 正文
			課長補佐	野津 吉宏
			主査	菱沼 孝行
		学校施設課	課長	中村 和哉
	学校教育部	部長		五十嵐圭一
		次長		鐙木 隆
		教職員課	参事兼課長	小林 広利

職名				氏名
教育委員会事務局	学校教育部	指導 1 課	課長補佐	山本 高弘
		指導 2 課	課長	渡邊 祐子
		高校教育課	課長補佐	加藤 元
		教育研究所	所長	竹居 秀子
	生涯学習部	部長		森田 敏男
選挙管理委員会 事務局	選挙課	課長		若林 一彦

5 議題及び議事の概要 別紙のとおり

6 閉 会 午後 0 時 1 5 分

## 1 開会

○事務局（都市戦略本部総合政策監） 定刻でございますので、ただ今から、平成27年度第3回さいたま市総合教育会議を開催させていただきたいと存じます。

まず、今回の会議につきましては、傍聴希望者、報道等は今のところございませんので御報告を申し上げます。ただ、議事録の関係等もございますので、公開等について確認をさせていただきたいと存じます。本日の会議内容につきましては、非公開とする必要がないと考えてございますので、法律の原則どおり、議事録等も含めて本日の会議を公開とし、傍聴等も今後追加がありましたら許可するなどということに対応させていただきたいと存じますが、御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」）

○事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは、本日の会議は公開とさせていただきますと思います。

## 2 市長挨拶

○事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは、会議開会に当たりまして、まず、この会議の主宰であります清水市長から御挨拶をいただきたいと思えます。

○清水市長 本日は大変お忙しい中、教育委員の皆様方にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

第3回さいたま市総合教育会議の開催に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げたいと思えます。

昨年2回開催いたしました総合教育会議を振り返りますと、この総合教育会議は、委員から御指摘があったように、行政の縦割りを解消していくことへの期待、また、教育委員会と市長部局との連携を強化していく上での推進力にしていこうと、改めて確認をし、その重要性について認識しているところであります。

本日、第3回の総合教育会議におきまして、3月11日に、さいたま市議会から平成28年度当初予算を議決いただきましたので、議題にありますとおり、「平成28年度教育施策及び予算について」有意義な議論ができればと考えております。特に、市長部局と教育委員会で連携を進めている事業の中で、更に事業効果を期待したい事業について議論させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。忌憚のない意見交換になればと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。

そして、もう一言。平澤委員、このたびはおめでとうでございます。リオでの御活躍を心から御期待申し上げます。

以上です。

(配付資料確認)

### 3 議題（平成28年度教育施策及び予算について）

○事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは、早速、本日の議題に入りたいと思います。

本会議の主宰は清水市長でございますが、第1回会議におきまして、形式的な進行については事務局でということございましたので、引き続き、私の方で進行を行いたいと思います。

それでは、3の議題でございます。「平成28年度教育施策及び予算について」ということで、市長部局と教育委員会との連携を進めている事業について御議論いただきたいと考えてございます。

まず、具体的な来年度事業の御議論の前に、資料1を御覧いただければと思います。前回、第2回会議において、平成28年度教育施策及び予算の方向性について御議論いただいたところでございます。その際、主に特別支援学級と、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会について、具体の御意見を頂戴していたところでございます。それを踏まえた対応について、予算に限らず、また平成28年度の対応に限らず、今後の話も含めて御説明を申し上げたいと思います。

資料1でございます。左側に主な意見・要望等、そして、それを踏まえた対応が右側でございます。基本的には、アンダーラインを引いた部分がポイントでございますので、そちらを見ていただければということでございます。

まず、1ページ目の特別支援学級についてでございます。一つ目の主な御意見といたしまして、障害のある子どもたちが住み慣れた地域で学んでいくということが必要である。そのために、地域で生きていくために必要な機関、施設整備が必要だという御意見を頂戴したところでございます。これにつきましては、平成28年度4月では115校ですけれども、平成29年4月には設置校をプラス20校の135校とすることを目指して来年度準備を行っていくということで、更なる対応を行ってまいりたいということでございます。

二つ目の御指摘は、いくつかの御意見をまとめさせていただいておりますけれども、専門の教育を受けた方、免許状所持者であったり、それ以外の方も含めた教員の研修、専門性の充実についての御意見ということでございます。これにつきましては、それぞれの段階で、いずれも引き続きの対応ではございますが、対応していくということでございます。まずは、教員選考の段階において、特別支援教育の特別選考を実施するというものでございます。そして、二つ目が研修の話でございますが、一つは特別支援学級以外の教員も含めまして、全ての教員を対象に、それぞれのステップで研修を行っていくということ、そして、特に、特別支援学級、通級指導教室、特別支援学校の教員を対象として、キャリアステージに応じた専門研修を実施していくということでございます。

そして、もう一つは特別支援学校教諭免許状取得に向けた支援ということござ

います。これは、以前から埼玉県への委託による認定講習を実施しておりましたけれども、昨年度からは、埼玉大学との共催による講習を追加させていただいたところでございます。これを、引き続き進めていくということでございます。

それでは、2ページにお進みいただければと存じます。障害をお持ちのお子様へが学校を出た後、産業界との連携強化を図ることが必要だという御指摘をいただいたところでございます。これにつきましては、引き続きの取組ではございますが、障害者総合支援センターにおいて、平成19年度から障害者就労支援を実施しているところでございますが、この中で、障害者の企業実習ということプログラムの中に入れております。こういったところで、産業界との連携を保ちながら、引き続き対応させていただきたいということでございます。

また、経済部局及び障害福祉課の関係といたしましては、企業向けにCSRを実施するためのチェックリストがございますが、この中に障害者雇用へ配慮した項目を設定、これも引き続きにはなりますが、これの普及をしっかりとやっていきたいということでございます。また、産業界との連携といたしまして、埼玉県雇用開発協会の会員として、様々な事業の運営協力について、国や地域の経営者団体との連携を引き続き図ってまいりたいということでございます。

続きまして、3ページにお進みいただければと存じ上げます。東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係についてでございます。まず、一つ目の話としましては、せっかくの機会でございますので、選手も含めた皆さんと交流していただきたい、それをグローバル人材育成の貴重な機会につなげていただきたいという御指摘をいただいたところでございます。これにつきましては、後程の「グローバル・スタディ科」のところでも話が出てまいりますけれども、平成28年度からの新しい取組として、英語でさいたま市を紹介できる子どもを選びまして、国際ジュニア大使として認定するという取組を新たにスタートさせたいと考えてございます。平成28年度は、認定のプロセスに若干の時間を要しますので、認定までということと伺っております。認定された大使に、具体的にイベント等で活動していただくのは平成29年度からということになりますが、平成28年度からこういう取組をオリンピックも意識しながら進めてまいりたいということでございます。

二つ目の御意見といたしまして、障害のある子どもたち自身のスポーツをやる機会を増やすということ、そして、障害者に限らず、障害者でない方も含めて障害者スポーツに対する理解を深めるべきとの御指摘をいただいたところでございます。これにつきましては、まず、障害福祉課の関係ですが、引き続き、ユニバーサルスポーツフェスティバルやノーマライゼーションカップといったイベントを通じた普及啓発に努めてまいりたいということでございます。また、新たな取組としましては、障害者スポーツ・レクリエーション教室開催の種目について、新たに車いすバスケットを追加したというところでございます。

また、指導1課、教育総務課のところですが、一つは、未来くる先生ふれ愛推進事業、これは、障害者スポーツのためだけということではございませんけれども、この中で、障害者スポーツで実績のある方の講師リストの登録を、引き続きしっかりと強化してまいりまして、講師が増えてくれば市立中学校への派遣の機会も増えていくということになりますので、こういった形で障害者スポーツへの理解

を深めてまいりたいということでございます。

また、パラリンピアンであります平澤委員におかれましては、引き続き様々な機会でご講演いただけるということでございますので、引き続きよろしくお願ひしたいと存じます。

また、指導2課のところにつきましては、障害者交流センターのスポーツ教室に参加するなど、意欲的に運動に取り組む児童生徒の育成を図ってまいりたいということでございます。

続いて、2の三つ目でございますけれども、競技としてだけではなくて、体を動かすことの楽しさ、いわゆる自然にスポーツをしてしまうような環境づくりを進めていくことが大事ではないかという御指摘をいただいたところでございます。こちらにつきましては、「運動の習慣化」ということが「子どものための体力向上サポートプラン」の中で既に柱として位置付けられているところでございますので、こういったことをやっていく。それに加えて、「にぎなげプロジェクト」の推進も引き続き行っていくというところでございます。

4ページにお進みください。自国、他国に敬意を持つということをしつかりと教育の場で指導していく、これは、オリンピック・パラリンピックに関する、国際的な場面での御意見だったということでございますが、これにつきましては、学習指導要領に基づいてやっていくということでございます。

次の5番でございますけれども、しっかりとオリパラまでに、市全体として十分本番を迎えられる体制を構築してほしいという御意見でございました。これにつきましては、まず、来年度、大会に向けまして、官だけではなくて、市民や有識者等で構成する支援会議を設置いたします。これで、官民一体の協働体制を構築いたします。そこで、委員会の皆さんの御意見も頂戴しまして、大会までに本市がどういったことをやっていくかということの行動計画を平成28年度中に策定してまいりたいと考えております。

また、具体的な機運醸成のための取組として、新たに行いますのが、「スポーツフェスティバル2016」でございます。こういった競技を通じまして、更に関心を高めてまいりたいと存じます。また、これは外向けの話でありますけれども、事前合宿等の誘致の関係で、多言語パンフレットの作成、今年度既に作成した部分でございますが、来年度も対象言語を増やしてやってまいりたいと考えてございます。

最後、真の国際化、グローバル化はまだ緒に就いたばかりであるので、国際化に向けた関連事業をしつかりと推進してほしいという御意見でございました。これにつきましては、先ほどもありました「グローバル・スタディ科」の設置というのが新しい取組でございます。これについては、また後の時間で御議論を頂戴したいと存じます。また、その他ということで市立中学校57校の各校代表生徒をハミルトン市へ派遣ということも行ってまいりたいということでございます。

前回の御意見を踏まえた平成28年度の予算・施策等への対応状況ということで進めさせていただければと存じますのでよろしくお願ひいたします。

この件につきまして、御質問、御意見等、皆様ございませんでしょうか。

(意見等なし)

○事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは、続きまして、資料2以降でございますが、市長部局と教育委員会との来年度の主な連携事業について、御議論、御協議をいただきたいと考えてございます。

今回、資料2から6までということで5種類、資料を用意させていただきましたが、これについてはいずれも、市長部局と教育委員会とでどういう連携を行っているかということについて、内容的には初めての取組でございましたが、全庁照会を行いまして、その結果を踏まえて取りまとめさせていただいたところでございます。そういった事業の中から、全ての事業だと多岐に渡りますので、主なものについて資料にさせていただいておりますが、特に今回、お時間を頂戴して御議論いただきたい主な事業を四つほどピックアップさせていただきまして、それを資料2から5ということでございます。その他の事業の主なものについて資料6として一覧表の形で整理させていただきましたので、個別の詳細な中身の御説明は省略させていただきたいと存じますが、後の時間で個別に御質問があれば、御説明をさせていただくということをお願いしたいと思います。

基本的には、資料2から5について、それぞれ簡単に事業を御説明した後に御意見を頂戴したいと考えてございますが、資料2から資料5のうち、前半の資料2と資料3につきましては、市長部局から教育委員会側への依頼でございますので、事務方の説明の後、市長から口火を切っていただければと存じます。逆に、資料4と資料5につきましては、教育委員会側の提案ということでございますので、事務方の説明の後、大谷委員長に御意見をいただいて、それを踏まえてフリートーキングという形でお願いできればと思います。

時間の限りもございますので、時間を区切りながら進めたいと考えてはおりますが、全体が終わった後に資料6のその他事業も含めまして、全体を通じた御意見等ありましたら御発言いただく時間をつくらぬといった形で進行させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと存じます。

それでは、資料2の放課後児童対策の推進について、御説明を申し上げます。資料2は2枚ございますけれども、先に2枚目を見ていただければと思います。放課後児童クラブの待機児童数や施設数の推移などを示したグラフでございます。放課後児童クラブの拡充につきましては、市の「しあわせ倍増プラン2013」に位置付けて計画的に取り組んできているところでございます。平成27年度からの「子ども・子育て支援新制度」に伴う公設クラブの受入学年の対象拡大に対応するというので、平成26年度は前倒しを含めまして民設クラブを13か所増設、受入可能数も522人増やしたところでございますけれども、にもかかわらず、待機児童は大幅に増えているというのが三角の折れ線グラフでの状況でございます。こういった状況を見ても、待機児童の解消に向けた放課後児童クラブの整備推進というのは喫緊の課題と考えているところでございます。

そういった中で、1ページ目にお戻りいただきまして、施設整備をどういった形で進めていくかということでございますが、児童の安全を確保しやすい等の理由から、学校内の設置については、子ども未来局としても、保護者の方からの御要望を伺っているという状況でございます。現状としては、平成27年4月1日現在では、民設クラブ131か所の中で、学校内に設置しているクラブは資料記載の状況のと

おりとなっているところでございます。学校内への配置につきましては、これまでも市長部局と教育委員会が相談しながら、できるところから順次進めさせていただいて、進みつつあるところでございます。今後、更に進めていくに当たっては、設備面などの学校ごとの課題がありますので、それを一つずつ解決する必要があるとは認識しておりますけれども、やはり保護者の方の御要望等も踏まえながら、可能な限りこういった流れを進めていく必要ではないかと考えているところでございますので、引き続き、教育委員会と連携した対応をお願いしたいということでございます。

資料の説明は以上とさせていただきます。この件につきまして御議論をいただければと思います。まず、清水市長からお願いできればと思います。

○清水市長 放課後児童対策の推進につきましてですが、今、さいたま市として、来年度には保育所の待機児童ゼロを目指していこうということで、大幅な定数増に取り組んでおりまして、これまで推移しているところでございます。それに加えて、放課後児童クラブが、市としてはこれまで1年生から3年生を中心にやってきたんですけれども、6年生までということにもなりましたので、1年生から3年生の学年の中でも、今まで行っていたけれども行けなくなってしまうという現象が起こってきたようです。そのような状況もある中で、放課後児童クラブの待機児童が非常に増えてきているという状況でございます。もちろん、学校現場の方でもかなり御努力いただいているということは十分に認識しておりますけれども、学童のニーズの高いところに限って生徒数が非常に多いという面もあるので、全部の学校でそういうことができるということでは当然ないと十二分に認識しているところではございますけれども、できるだけ学校に一つくらいずつはあるような方向で将来的なことも含めて考えていけたらいいと私自身は思っております。ただ、一階になればいけないとか、出入口を別に設けなければならないという物理的、あとは予算的な部分もあって、一階で出入口があるところが限られているということもあるんだろうとは思いますが、これは逆に市長部局の放課後児童クラブの中でもいろいろと検討すべき点だろうとも思いますけれども、お互いに少しずつ条件面でも歩み寄りながら、やはり学校の外にあると通所のリスクがあるということと、もう一つ、やはり民間の住宅地の中に受入れが非常に厳しいというケースもあっておりますので、できるだけ学校の中に、建物の中、あるいは敷地の中であれば一番望ましいとは思っております。ただ、もちろん、現時点で全部ができることではないと思いますけれども、将来的にそういった方向性を踏まえて、校舎の建て替えの時期ですとかも含めて、市長部局と教育委員会と調整しながら進めていってほしいなと思っているところです。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは、今の事務方の説明と市長の御発言を踏まえまして、御質問も含めて皆様から御意見を頂戴したいと存じます。

○稲葉委員 先ほどの資料2の見方なんですけれども、平成27年度から対象学年が拡大して跳ね上がったのは分かります。それで、待機児童が698人になりました

ということですよ。 「増加受入可能児童数」というのはどういう意味でしょうか。  
522人の意味がちょっと分からないのですけれども。

○本間副市長 この年に新たに開設したり、既存の中で増員してもらって市全体の中でどれだけ総体として数が増えたのかということ。

○稲葉委員 既存に対してどれだけ増やしたかという。

○本間副市長 毎年、総数として300人なり500人という形で増設をやっているという意味です。

○稲葉委員 そうすると、平成27年度というのは、698人から522人を引いた人が入れない状況になっているのか、522人増やしたにもかかわらず、698人がまだ入れない数という意味かがちょっと分からなかったのですけれども。

○市長 その辺、私もちょっと分からないのですけれども、保育所の場合は「不承諾者数」という言い方をしていますが、ここは保育所という不承諾者数が698人に当たるといふことなのですか。

○青少年育成課長 公設に申込みをまずします。ただ、公設も定員がございますので、定員に入れなかった方がまず不承諾者ということになります。その後、公設以外の民設がございますので、民設の方に結果的には流れていきます。それでも入りきらなかった方が待機児童ということになります。そうすると、698人の待機児童に至るまでには、昨年だと、1,300人ほどの不承諾者がございました。その後、民間の方に流れることによって最終的には698人が残ってしまいました。

○市長 そうすると、言い方としては、定員を522人増やしたけれども、698人の方々が入れなかったということですね。

○稲葉委員 やはり入れない方が相当増えてきているという今年度の状況を踏まえて、今年度は5校を検討していただいたと思うんですね。残念ながら目途が立ったのは1校だけということ。

○子ども未来局長 そうですね。

○稲葉委員 そうすると、やはり1階が空いてないということが大きいネックなのではないでしょうか。

○青少年育成課長 今回、5校選ばせていただきまして、これは、我々の方で待機児童がたくさんある地域であったり、あるいは保護者の方から待機児童に関していろいろな要望をいただいている、そういうものを見ながら、あるいは、余裕教室と呼

ばれるものを学校施設課さんから伺っておりまして、そういったものの中からこちらの一方的な希望で選ばせていただいた部分がございます。そうした中で今回は1校、馬宮西小の方で折り合いがある程度ついてきたということで、一つ決まったということでございます。

できなかったものにつきましては、そういう面ではこちら側の一方的な形で見えておりますので、学校側のいわゆる場所が適切かどうかというところについてはやはり校長先生等とお話しませんかと思えない部分もございました。

○**子ども未来局長** ただ今の御質問に関しましては、やはり学校側の方で現在使用している教室であるとか、放課後児童クラブに転用することが難しい状況があると学校側からも説明をいただいております、今回予算化できなかったということです。

○**市長** 小学校については、どういう理由で難しかったのかを教育長は聞いたかったのでしょうか。

○**青少年育成課長** 一つにはですね、何年か前に放課後児童クラブの耐震工事を行ったことがございまして、その時に余裕教室が当時ありまして、そこに一時的に入れていただいた経緯がございます。そういうことがございましたので、そこをお伺いしましたところ、その後に特別支援学級ができたということで教室が使えなかったと。そういう面では、校長先生の御理解はあったのですが、結果的に物理的なものがなかったと。

○**市長** 要するに、教室に特別支援学級などをつくっていて、そういった部分のニーズがあって、対象となる教室が勝手には空いてないということなのか、あるいは、空いているんだけど場所の問題でできないってということなのか、そのところを教育長は聞いていて、その要因がきちんと把握されていないと、どうやったらできるかという次の展開がお互いに協議できないので、そういうところを聞きたいのだと思いますよ。

○**青少年育成課長** 今回につきましては、物理的な問題で、実際に伺ったところ難しいということでした。

○**市長** 物理的は分かるのだけでも、物理的に教室が空いていないということは位置が問題なのか、要するに「物理的」の意味ですよ。

○**青少年育成課長** 位置ということになります。それから、階数の部分もでございます。あとは、やはり機械警備の関係がありますので、1階の真ん中というわけにはいきませんので、希望としては1階の端が基本になります。

○**市長** 質問なのですけれども、例えば、2階に整備する場合、整備費用は1階に整備する場合とどれくらい違ってくるのですか。ケースバイケースでは当然あるので

しょうけれども。

○**子ども未来局長** 今、御質問の2階にということになりますと、例えば1階にある理科室を2階に上げたら活用できますよというケースはございましたけれども、それにつきましては、つかみで5千万円くらいかかるという話が出たことはあります。その面で経費につきましては、財政当局とお話をさせていただいておりますが、金銭的にも玉突きで教室を動かせば可能だという話につきましては費用がかなりかかるという状況です。

○**市長** 結果としてできないのは分かるのですが、要因のところですね。ここで1階にどうしても教育上必要だということがあって。では、例えば2階に学童を置くことは可能なのでしょうか。

○**青少年育成課長** 機械警備をかけやすいかどうかというのはございます。あともう一つ、現状ある場合には外階段を付けてというところもございます。そういう場合でも費用面でどうかという話はあると思います。

○**市長** その辺がどれくらい違うのかという話。金額のイメージが分からないので、要するに、極端に違うのでどうにもならないというのであれば、2階というのは全く考えられないということになるし、それまで極端に違わないのであれば、新しく建てるよりは安いということになる。

○**子ども未来局長** 理想的な1階の角あたりに整備する場合は1千万円くらいかかる予算。そこに、2階とかで外階段を付けたり、警備の関係とかありますと、金額的にいくらかというのは申し上げられないのですが、倍でできるかというところという状況は難しいかと推測しております。

○**青少年育成課長** 設計等で見ますと1億円近い金額が出ているケースもございます。あくまで設計ベースのお話になりますが。

○**稲葉委員** 今、2階以上にあるケースは何校くらいありますか。その辺の改修費用がもし分かればその辺が大きなネックになっているのかが分かります。

○**青少年育成課長** 一つ事例があるのですが、最近そういった工事を行っていないものですから、今、手元には資料がございません。

○**市長** 2階に持っていくんだったら新規に作ってしまった方が安い感じなのか。

○**子ども未来局長** 玉突きでどこかの教室を動かして、そこを無理に動かして空けるとなると、面積の関係も出てきますので内壁などの工事が必要になってくると思いますし、水回り、それから理科室等ですとガスもございますので大規模な改修にな

ってしまうかと思います。

○市長 例えば、地域的に待機児童が多い地域・学区はどのあたりなんですか。

○青少年育成課長 今年の方で申し上げますと、不承諾者が多かった地域については、まず、原山小、中尾小、与野八幡、浦和大里、そういった辺りが多いところがございます。それがほぼ40人規模で発生しております。

○本間副市長 多少、保育所と違いますのは、保育所の場合はどうしても駅前だとか人口密集地のところがどうしても多くなって出てくるのですけれども、放課後児童クラブの場合には、割と場所が見つかれば、賃貸のビルの中の一室というのもありますので、条件がうまくマッチすれば都市部であっても、そうでなくともうまくいったりもするのですけれども、どちらかというどの地域に問題があるというよりも個別の学校で、この学校、今大変になっているよということの方が多い。実際、522人増やしましたという結果になっておりますけれども、施設数でいまして、今、205件あるのですけれども、これも2、3年前は170件くらいだったんですね。ですから、数としては小さい規模でもいいからどんどん空いているビルとかを活用しながら、数としては保育所以上にやってきているという状況です。

○大谷委員長 今、市長のお話を中心に聞いていると大変に大きな問題であると思うのですね。我が国の今後の在り方を含めて、女性の活躍というのは経済的な発展を踏まえても重要だと思っています。ですから、私ども教育に身を置く人間はこれをやはり真摯に受け止めて、今の市長などのお話を拝聴すれば、柔軟に確保に努めなければいけないと考えているところであります。ですから、一方では特別支援学級を増設していただいているのはありがたいことですが、特別支援学級と放課後児童クラブの教室の確保の調整にあたっては最大限の努力を払わなければいけないという思いを新たにしたところであります。そこで一つお聞きしたいことは、NPOとかそういう方々へのお願いに当たって、1室2室を民間オフィスの賃貸に誘導するといったことは可能なのでしょうか。

○市長 いろいろな形態がありますけれども、大方の放課後児童クラブの形態は、児童クラブに行っている保護者の皆さんが、いる期間だけNPOの役員になって運営の中心的な役割を担っているのですね。大方、その人達が自分たちで場所を探して、もちろん一部、市の方で協力して場所を探すというケースもあるのですけれども、見つかればそこで家賃や運営費の補助をしたりしてやられるわけですが、もう一方で学校からあまり遠くないエリアで、しかも人数にふさわしい規模でということがベースにあるものですから、もう一つは専門的に保育所だけ運営している人は社会福祉法人であったり、いくつかの熟練したノウハウを持ったりしているのですけれども、この学童について言うと、そういう学童もいくつかはなくはないのですけれども、概ね保護者の方々が素人的に運営しているというケースが大半なのです。ですから、その中で、まず場所を探すときに学校の近くの物件がなかなか見

つかりませんと。見つかったとしても、住民の皆さん、総論は賛成ですが、各論では反対をされたり、借りられても短期間で解消されてしまったり、そういったケースが多々出てくることは確かにあります。私どもも、また、市議会議員の皆さんもそういった相談をたくさん受けていらっしゃる方が多いのではないかと思います。その中で、教育委員会もいろいろと協力してくれて、学校の中に新たな施設として建てさせていただいたり、部分的にお借りをしてやるようなことが、おかげさまで最近増えてきてはいると思うんですけれども、でもまだまだもう一息お力添えをいただくとより一層つくりやすく、それは多分、教育委員会だけではなくて、子ども未来局の部分とかお金の部分とかいろいろと調整しなければいけない部分がたくさんあると思うのですけれども、一番の理想形はやはり学校の敷地の中に放課後児童クラブがあるという形が最も望ましくて、安全を確保しやすくということになるのだと思います。

ここで結論出すのは非常に難しいとことは私たちも十分に承知はしておりますが、是非、そのような部分を御認識いただきながら校長先生を含めて、皆さんに御理解いただけるようにですね。学校の教育の重要性ということも十分分かっておりますけれども、もう一方で、放課後児童クラブも全く同じ学校で教育を受ける子どもたちのお話だということも併せて御理解いただければというところでございます。

何らかの形で少しでも調整がついて、協力ができればとそういう思いだということだけ御理解いただければいいのではないのでしょうか。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） 皆様、他によろしゅうございますでしょうか。

○武田委員 先ほど資料でいただきましたグラフの数字なのですけれども、これは申込みをなされた数ということで、放課後児童クラブがないと困るというような御家庭の数かなと思うのですけれども、多分、この数を超えて本当であれば入れたいのだけれども、どうせ申し込んでもダメだからと諦めて、何とか融通しているという御家庭が、多分、この何倍もあるのではないかと思いますのです。私もその例なのですが。

例えば、平成27年度から3年生から6年生に拡大されたということもありがたいことで、ただ、うちの方から行っておりました学童でも、3年生まででもう一杯だからもう4年生以上が申し込んでも申しわけないよね、ということで皆諦めてしまってもう申し込まないという声が半数といいますか、多いわけですが、例えば、もし学童に行けたら、どうしても一人っ子多いですので、下の子の面倒を見たりとか同じ年の仲間と遊んだりとか、社会性がつきますし、それから学童に行きますと外遊びをするということで運動量も増加ということになりますし、運動習慣ということも身に付いて非常に教育的効果も高いので。

学童に入れないうちの子は何をしているかと言いますと、うちの子はしょうがないので一人で本を読んでおりますけれども、男の子たちは外遊びをする子が多いのですけれども、彼らの外遊びというのは公園にゲーム機を持ってゲームをするっていうのがすごく多いということですし、そうしますと不審者にも声かけられやすいで

すし、そういう不審者対策とか、いろいろなことに関わってくるということがあると思うのですね。学童があるということがどれだけありがたいことかを親として日々感じておりますので、698人というのが解消するだけでも本当にお金がかかりますし大変なことだとは思いますが、ただ、私たちが持つべき意識として、ここがゴールなのではなくて、その先に本当だったらこういう理由があるというか、学童に預けられるのだったら働こうかなというお母さんたちもたくさんおいでかなと思いますので、ゴールは実はもう少し先にあるのかなということだけ申し上げておきたいと思います。

○子ども未来局長 課題として受け止めさせていただきます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） この問題はおそらく、一個一個、学校ごとの課題を解決していくことだと思いますので、今日いただいた御議論を踏まえながら、また来年度、事務局で勉強しながらということで引き続きよろしく願いいたします。

それでは、二つ目の資料3にお移りいただければと存じます。「さいたまトリエンナーレ2016」の関係でございます。こちら簡単に御説明したいと思います。

1枚目は、そもそもトリエンナーレは何かということですので、これは既に御案内の皆様も多いと思います。トリエンナーレということで、イタリア語で3年に一度ということ、3年に一度開催する国際芸術祭を指してトリエンナーレと言うということでございます。テーマは「未来の発見！」ということございまして、平成28年9月24日から12月11日までの79日間行うということでございます。開催目的は3点ございます。

主な開催エリアといたしましては、市内の1か所だけではなくて、3エリアを中心としつつ、他、市内各所において様々なプロジェクトを展開するということでございます。いわゆる現代アートでございますので、単に美術館といった屋内で絵を飾るということではなく、公共施設のスペースなどを活用して空間全体を演出していくということでございます。

これについて、教育委員会とどう連携を行っていくかというところが2ページ目でございます。トリエンナーレ開催に当たりましては、実行委員会の事業であるアートプロジェクトの他に市による関連事業として実施する予定でありまして、その中で教育委員会との連携としましては、小・中・特別支援学校との連携によるアート展、これが市長部局の主催事業。一方、教育委員会の主催事業としまして、「希望のまち」の合同演奏、「希望のまち」こども等合唱団ムービーの作成事業を行うということでございます。これ以外の個別の事業につきましては、資料記載のとおりでございます。アート展については、児童に作品を提出していただいて優秀作品を展示する。「希望のまち」の合同演奏については、「さいたま市青少年健全育成地域の集い」という場を活用しまして、参加者全員で「希望のまち」合同演奏を、タケカワユキヒデさんに指揮・指導をお願いするというものでございます。そして、「希望のまち」こども等合唱団ムービーは、それぞれの学校で児童生徒、教職員の皆さんに合唱風景を撮っていただいて、それをつなぎ合わせて一つの曲のムービー

にするということでございます。

そして、最後はクラス応援旗の作成・展示ということで、様々な学校現場では体育祭を始めとして応援旗といったものを作成いたします。こういった機会を活用していただいて、その中でトリエンナーレの趣旨というものを踏まえて作っていただいたものの中から代表作品を選んで展示を行うということを教育委員会の主催事業として、トリエンナーレに関連するものとしてお願いするというので、予算措置も含めて対応させていただいているということでございます。

当然、資料6にもありますように、市長部局からいろいろと御協力をお願いしているところでありますので、現場の負担にならないようにということは意識しつつ、トリエンナーレは、文化芸術創造都市の実現のための象徴的な事業として本市も非常に力を入れているところでありますので、御協力をお願いしたいということで今回の議題に上げさせていただいたところでございます。

それでは、こちらにつきましても、市長から最初に御発言をお願いしたいと存じます。

**○清水市長** まず、「さいたまトリエンナーレ2016」の開催に当たりまして、教育委員会の皆様に、非常に主体的に、協力的に取り組んでいただいていることにごころから感謝申し上げたいと思います。特に、今回のトリエンナーレ、参加型の芸術祭にしていこうということと、さいたま市が15周年という記念すべき年に行われる事業で二つの大きな使命があって、その中で、特にトリエンナーレではさいたまの文化を支える人材を育成していこうというのも大きな目的の一つになっています。そういう意味で、小学生、中学生、あるいは高校生も含めて、若い世代の人たちがいろいろなアートという文化に触れ合うことで、更に文化芸術の発展はもとより、それぞれ創造的な力を伸ばしてほしいという思いもあって、こういった事業を展開させていただくのですが、特にその中でアート展であるとか、「希望のまち」の部分であるとか、クラス応援旗の部分でありますとか、こういった企画をしていただき、またお力添えをいただき本当にありがたいと思っております。

一つ、これは重ねてのお願いなのですが、「希望のまち」の合唱のところなのですけれども、私、実は学校訪問をしている時に「希望のまち」を学校で歌っている子どもたち、あるいはそういった練習をしているクラスなどを本当にたくさん見てきて、すごく印象的だったのが手話をやりながら「希望のまち」を歌っていた学校、クラスがいくつかありました。私は素晴らしいなと思いました。さいたま市がまさに進めていこうとしているノーマライゼーションであったり、そういった思いが非常に詰まっている素晴らしい取組だなというのがあって、実は私はその真似をしてテレビ埼玉のチャリティー歌謡祭などもずっと歌っているのですけれども、これは私が発案したわけではなくて、学校現場でたくさん行われている様子を私自身は見て、これは素晴らしいなと思ったので、そういったものを表現したいと思ってやってきた経緯があります。私としては、「希望のまち」を合唱することはもちろんですが、できれば手話を交えて特別支援学級であるとか、ノーマライゼーションという教育の中にしっかりとそれを取り入れていくということも含めて、ちょうど手話を交えて行った幹部研修のように、子どもたちが表現をして、そして、表現をし

た子どもたちの映像が、青少年の集いに出られる子どもたちは限られた子どもたちだと思えますけれども、たくさん子どもたちがその映像の中で参加をして、トリエンナーレであったり、さいたま市15周年であったり、あるいはこれからの「希望のまち」としてのさいたま市が大きく前進していく、広げていくというそうしたイメージにもつながっていくと思っておりますので、是非、そういったことも含めて考えていただければとありがたいと思っております。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは、皆様から御質問、御意見等を頂戴できればと存じます。よろしくお願ひいたします。

○稲葉委員 これは希望なんですけれども、せっかく芸術家の方にたくさん来ていただけますので、学校との連携がもしできるようであれば是非お願いしたいと思ひます。

○清水市長 私もそう思ひます。アウトリーチみたいな事業を学校にお邪魔して一緒に子どもたちと作品をつくったり、体験したりということがあるといいですよ。

○文化振興課長 ただ今お話しいただいた中で、アーティストと子どもたちの交流は非常に大事だと思ひておひまして、実は既にアーティストの方にも働きかけをしようということで、ディレクターを通じて話は一致しております。今後は、アーティストがさいたま市に来るタイミングを、学校側の都合もござひますので、個別に調整させていただきたいと思ひておひます。

招聘アーティストの方々が作品づくりを行うに当たっては、できるだけ市民参加の手法でやってくれという依頼はしております。作品の制作過程から市民、子どもたちが参加できる仕組みづくりをしております。そういった制作を得意とするアーティストの招聘を中心にお願ひしたいといった話をディレクターにはしている状況でござひます。

○石田委員 このさいたま市、特に芸術家が多くお住まいで、近くにも著名な先生がいて、この間も日本橋の三越で招待状をいただいたところなんですけれども、是非地元の市民とか参加していただければ芸術のまちになっていくと、それで参加していただければ非常に有効かなと思ひていますし、是非、学校教育に残したいので、是非とも成功してもらいたいのですけれども。

今、PRが少ないですね、非常に。周知されていないんですよ。何をやっているか知らない人が多いので、あちこちポスターも見るのですけれども、そして今度はバッチを作ったという話も聞くのですけれども、もうちょっと宣伝していただかないと、予算の面も含めて、そう思ひておひます。是非お願いしたいと思ひます。

○平澤委員 私自身は非常にトリエンナーレ、楽しみにしているんですけれども、やはり日本だとまだまだ芸術というのは、額に入って美術館に足を運んで観るものという概念が多いように思ひますね。その中で、現代アートが街の中に突然ポンと

出てきて、本当に肌で感じられるという機会は素晴らしいと思うのですが、多分、子どもたちはすごく柔軟な心を持っているので受け入れられると思うのですが、芸術というものは何かということを知ってしまっている人たちにとっては、何でこれが芸術なの、とか、どうやって楽しめばいいの、とか、もしかしたら芸術だと気が付かないで通り過ぎてしまうかもしれないので、本当は芸術に見方とか楽しみ方という方法はなくて、その人たちが自由に楽しめばいいのですが、自由に楽しめばいいんだよっていうレクチャーとか事前準備というのが必要になってくるんじゃないかと思っています。すごく矛盾しているのですが、芸術の楽しみ方はないんだよということを皆さんに知っていただくPRというのが、子どもたち以上の年代の人たちに対して、何か行っていったらもっと盛り上がるんじゃないかなと思うのですが。

○文化振興課長 地元の芸術家の方々との交流という部分ですが、実は、さいたま市には、さいたま市美術家協会という組織がございまして、その先生方にお話をさせていただいております。それから、さいたま市文化協会。これは絵だけではなくて、踊りであったりお茶であったり。日頃から、文化・芸術活動をされている団体の方々の協会ですが、こちらにもお話をさせていただいているのが、広く市民参加を募るといふ公募型のプロジェクトを今、計画しております。新年度に入ってからアナウンスという形になるかと思いますが、市内文化施設、今、いくつかありますけれども、ここを市で一定期間押さえまして、その枠に応募してきてくださいというような形のものを用意しているところでございます。

それから現代アート、確かに御指摘のあるとおりですが、我々の世代以上ですと、見方によっては粗大ごみということもあるわけです。ただ、形というより発想力を持って、現代アートでございまして、その根本にある考え方、これは見ただけでは分かりづらいところがあります。これが他のトリエンナーレですと、サポーターが観覧した方に対して解説をするという取組をしております。さいたま市も是非、作品の意図するものは何かということ、サポーターを活用しながらレクチャーしていければいいなということを考えております。

○野上委員 経済界におりますから海外に行く機会が多いのですが訪れた都市が短期間に文化都市・芸術都市に発展したところはないように思います。何が申しあげたいかといいますとトリエンナーレとしてやる以上は継続してやるのが大事だということでもあります。例えば、ピカソ美術館やダリ美術館、そして日本で言えば大阪万博時の岡本太郎作の太陽の塔、それ以上に象徴的なのがパリのエッフェル塔ですが当初評判は悪かったのですが、現在はどうでしょう。それらは何れもその地の一大財産となっております。また、それらは子どもの教育にも大いに役立っております。日本では美術館でも、また文化財がある施設では展示物に触らないようにアクリル板やロープなどが張られておりますがオルセー美術館、プラド美術館、ピカソ美術館など彼の地では子どもたちが手を伸ばせば触れるぐらいのところには本物が飾ってあります。そうしたところを子ども達が訪ねることによって事の良し悪

しなどの公共心、道徳心が養われるわけであります。また子ども達の感性はそれぞれですからどのようなことに反応するかは予測不能ですので継続して実施することが極めて大切です。ややもすると、実施前に来場数や事業の結果を求める声もありますが、天候や諸事情で訪れる人数などは当初予測と差異が生じることがあるやもしれません。しかし、そうした状況にあっても感動したこどもがいるとするならばそのこと自体が大きな成果なのだと思います。ですから一年で成果検証するのではなく時間をかけて事業そのものを育てていくことが重要なのではないのでしょうか。私自身のことで言えば、かつては会社人間でしたから国内にいても、海外に行っても土曜・日曜はただ疲れて寝ていることが多かったのですが、あることがきっかけで美術館に行ったことからその後は余暇を惜しんで訪ねるようになりましたし、またコンサートやオペラにしても事前に出し物を調べ国内外の施設に足を運んでいます。ようするに、人は何らかの機会に感動することがありますからトリエンナーレがそうしたきっかけになればと思います。とにかく短時間では文化都市、芸術都市は出来ないのですから継続してやっていただきたいと思います。

○平澤委員 もう一点だけ。ただいまの野上委員のお話と先ほどの市長の手話のお話でも思ったんですけども、視覚障害の人が手で触って楽しむアートがあるんですが、全部が全部触れるのは無理だと思うのですが、一つでもいいので、視覚障害のある方が触って楽しめる作品が置かれるとすごくいいなと思うので、それを是非アーティストの方と話し合いながら進めていただけたら嬉しいなと思います。

○石田委員 終わった後どうするかというのは重要な問題で、作品は残さないような方針だという話を聞いたのですが、どこかに残しておいてほしい。公園の一部でもいいし、是非それをお願いしたいと思います。

○文化振興課長 継続をとということでございますが、まさしく続けていきたいと考えておりまして、トリエンナーレとは、3年に一度開催する国際芸術祭ということでございますが、ややもすると耳慣れない言葉でございます。これを、敢えて使っているのは、3年ごとにやっていくんだという意味を表したいということで「さいたまトリエンナーレ2016」という名前を使ってございます。他の自治体の例を見ますと、やはり最初の開催時は地元の抵抗が大きい傾向がございます。しかし、開催数を重ねていくと段々、馴染み深いものになっていくということがございます。文化芸術振興につきましては長期的な視点というのもございますが、一方で、感動するという即効性がございます。これは、感動を受けた方にとってそれはずっと持続していくものだと思いますので、短期的な効果もトリエンナーレでは期待したいと考えております。

それから、視覚障害を持たれた方に触れる作品をとということでございましたが、まだ招へいアーティストの作品の概要が固まっておりません。今の予定ですと、現代アートに限れば34組40作品ほどを予定しております。それぞれ新作をお願いしておりますので、その中で提案という形で依頼させていただければと思います。

それから、作品を残さない方針ということでは決してございません。残せるもの

は残してまいりたいと思いますが、現代アート作品の材質が長期的な保管に耐えられるとは限らないものだったりすることがございます。そういったものは長期的には難しいのですが、残せるものは残していきたいと思っております。残せるものとしては今、候補がいくつか挙がっておりますが、そんなに数は多くございませんが、一過性のもではなく、長期的に続けていくことで市内に作品が一つ二つ増えていくといったことも視野に入れております。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは、ここからは教育委員会側から、次の主権者教育については一部、選管の部分もございませけれども、そちらの方に移りたいと思います。主権者教育について、資料については、教育委員会事務局から説明いたします。よろしく申し上げます。

○教育委員会事務局学校教育部長 お手元の資料4を御覧ください。「主権者教育の充実」について、説明させていただきます。

公職選挙法が一部改正されまして、選挙権年齢の満18歳以上への引下げが行われることから、子どもたちの発達段階や政治的中立性の確保等に配慮しながら、主権者としての自覚を促し、必要な知識や判断力、行動力の習熟を進める主権者教育の充実を図ってまいりたいと考えております。特に、高校では、平成26年度に大宮北高等学校におきまして模擬選挙を実施いたしました。主権者教育を進める上でとても有効であったことから、平成28年度につきましては、市立4高等学校におきまして模擬選挙を計画しているところでございます。

また、中学校での主権者教育も大事でございます。平成28年度からは新たに研究開発モデル校を設置しまして、中学校においては模擬投票をはじめとした体験的な活動を計画的に位置付けるなど、授業のあり方等について研究を進めていきたいと考えております。

主権者教育については、政治的中立性の確保に留意することが必要であることから、今後、模擬選挙や模擬投票の実施、教職員研修などにつきまして、選挙管理委員会等と連携させていただいて、進めてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは、この件につきましてはまず、大谷教育委員長からお願いいたします。

○大谷教育委員長 私、教員でありまして、高校生における政治的活動というのは望ましくないというスタンスで指導をやってきたわけでありまして。それは、文科省の指導に基づいてですね。ところが、今度は一例でございませけれども、法改正によって選挙年齢の引下げが行われた。そうすると、満18歳以上の生徒は、選挙運動ができるということです。高等学校ではそれを尊重することとなるわけでありまして。そうなりますと、政治的中立、これは教育基本法できっちり定められているわけですが、それとの兼ね合いで指導ということが、私が教員でありましたら気を使うようになってくるのかなと思うわけでありまして。

例えば、模擬選挙は平成26年の衆議院議員選挙だったと思いますが、比例代表の北関東ブロック、定員20名だったと思いますが、これについて実際に模擬選挙をやったわけですね。もちろんやる時期の問題、例えば、公示がなされて各政党のですね、大宮北高校では政党だけで投票させたいんですけども、政権公約を学校が生徒に言って取り寄せさせて集めていいのかどうかとか、新聞紙上やメディアに載ったものについては学校が集めて使っていいのかとか。いろいろな微妙な点があるわけですね。そういうことで、とても学校だけで簡単に主権者教育ということではありますけれども、なかなか難しい。18歳以上の選挙権、選挙運動、政治的中立の確保とそのバランス。そうすると、教員の研修が必要になります。教員が指導力を高めなければとてもできない。そうした中で、是非、専門的なお立場から選挙管理委員会ということになるんでしょうか、是非、御指導を賜って教職員の指導力の向上に御協力を賜ればありがたいなど。あるいは、模擬選挙、市立4校、これを今年の夏の参議院選挙に合わせて取り組もうという段取りを組んでいるわけですけども、これの取組方というのも非常に慎重かつ主権者の育成という成果を上げなければならない。非常に重い指導であると認識しているところでございます。そうした意味からも、是非、模擬選挙のあり方等について、選挙管理委員会等の専門的なノウハウの活用につきまして御支援を賜りたいということでございます。

以上でございます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） 今のお話を踏まえまして、御発言ありましたらお願いいたします。

○野上委員 最近、産業界でも選挙年齢の引き下げが大きな話題となっております。

また、私が委員をしております中教審の部会でもこの話題が出ております。ということが話題かといいますと、産業界・企業ではこれまで20歳未満の未成年者を採用・雇用しますと、成人するまでは育成期間と捉えて保護者的感覚で接し対応してきたというのです。ところが、選挙年齢の引き下げとなりますと、今後は国の未来だとか、あるいは産業界・企業にとって極めて重要な政策や決まり事にも一票を投じることにもなるわけですから、従来のような保護者的対応では済まされないとする、若者にとっては非常に厳しい見方・風潮が出始めております。右肩上がりの時代とは異なり企業側に余裕がなくなったこともこうした風潮を生み出す一因となっております。したがって年齢引き下げは単に選挙の時だけの問題にとどまらず若者のあり方全般にわたっての問題となっているのであります。

では、どのような対応が求められているのかということですが、先ほど大谷委員長から教育現場では指導が大変だというお話もありましたが、一票を投じる際の前提となるものごとを見る力や判断する力、さらには課題判断や解決にとって必須なディスカッション力、ディベート力、そしてプレゼンテーション能力を18歳目前の高校時代だけではなく、小・中・高時代の指導を通して付与し、自立・自律する若者の育成に力を注ぐことが重要なのではないのでしょうか。だからといって、18歳になったら急に大人ぶってほしいなどと企業が思っているのではなく、18歳を期

に訪れる職業や社会への円滑な移行にとって必要な資質を備えることが重要だと思っ  
ているのであります。

そこで、選挙の機会が訪れたならば自らの判断による貴重な一票を投じていただ  
きたいと思っています。そのためにも小・中・高時代を通して主権者教育に市を挙  
げて取り組むことが肝要と思っております。

○武田委員 一昨年、スコットランドの独立投票がありました時に、国の未来は若者  
がつくるということで、15歳から投票するということがありまして、スコットラ  
ンドの学校の先生も初めはとても心配していて、学校やクラスの中で政治の話をす  
ると賛成か反対かでけんかが起こったり、いじめが起こったりするのではないかと  
心配していたのだけれども、蓋を開けてみるとその逆で、クラスみんなが一票を  
持っている有権者なわけですから、お互い尊重するというか、割と率直に政治の話  
をすることでお互い友達同士の理解につながったり、むしろ教育的な効果があつた  
ということが少なくなかったと。もちろん地域的な差はあるのですけれども、反対  
とか賛成でマジョリティになっているようなところでは、絆が強まったり、地域の  
大人とは同じ意見だということで社会的なつながりが高まったりとか、これはとて  
もよい教育の機会だと思われた方がかなり多いらしいのですけれども。

だから、選挙を高校生がするということは実はとても微妙な部分がありまして、  
そういうものに対して教員は導きつつも温かく見守ってというか、介入していいと  
ころとしてはいけないところとかなり微妙な部分があるのではないかと思うので  
すね。ですから、教員にどう関わるかということがとても鍵になっていて、今、資  
料を拝見しましたら、研究をしっかりと行っていただけるということになっており  
ましたので、そちらの講師として選挙管理委員会の職員の方にテクニカルな部分で  
いろいろとお伺いするんだと思うのですけれども、これに政治関係、教育関係とい  
う部分を専門とする方というのも招聘していただいて、こういった形で教員として  
関わっていったらいいのかということ、特定のイデオロギーではなくて、若者が  
選挙をするということについての理念的な部分について、専門的なお話を先生方  
にお話しできると、先生方、かなり指針が見えた形で安心して指導できるのではない  
かと思っておりますので、もしできたらということをお願いしたいと思っております。

○市長 私自身、主権者教育というのは、選挙で投票する、参加をするということだ  
けではなくて、本質的な問題として権利と義務があつて、その中で納税の義務だと  
か、勤労の義務だとか、教育を受けさせる義務だとか、あとは逆に教育を受ける権  
利だとかありますけれども、そういうものとセットにして、その中で国民の権利と  
して与えられていて、その中で、投票する権利を持つことにどういう意味があるの  
かということ、それをそれこそ小学校くらいの時代から認識させていくと。ただ直近の選  
挙とかAの投票とか、そこでの選択だけでやってしまうと、非常に浮付いたもの  
になってしまうという危惧としてあつて、そういったものをしっかりと子どもの頃か  
ら教えていきながら、理解を深めながら、なぜ投票するのかという本質的な理解の  
部分を子どもたちにしっかりとしてもらおうということが非常に重要だろうと思  
います。その上で、今回迎えるいろいろな時期の選挙が当然あるでしょう。その中で

こういったことが課題になっているとか、そういう中でいろいろな選択肢がある中で自分たちがどう選択していくかという判断力を持たせていくということだと思います。それぞれの段階ごとに押さえておかなければならないことがあるのではないかと。ただ、投票所に行って誰かの名前を書いて来ればいいんだ、その時に感じたことだけしておけばいいんだということだけではなくて、もう少し本質的なところを合わせてしっかりと教育現場の中で是非、やってほしいなと思います。

○大谷教育長 本当に小学生の頃から投票することの意味、まさに我が国の民主主義の根幹を支えるという意味もあると思いますけれども、それぞれの学年の発達段階に応じてきちんと意味というものを教えるべきであると、そして、私どもも襟を正して取り組まなければならないと感じたところであります。

○教育委員会事務局学校教育部長 まず、日頃の授業ということで一点目申し上げますが、小学校、中学校、高校と、当然、社会科、いわゆる公民的な分野で学習指導要領の中で定められているところがございます。これを、今まで以上にしっかりとやっていくことが大事だと思います。

続いて二点目です。教員の研修、実際には、高校の先生、中学校の先生、政治的中立に留意しながらやっていくということで、研修は極めて大事だと考えております。例えば、選挙管理委員会の方とか、大学教授の方に来ていただいて、公職選挙法にどんなことが抵触するかという具体的な研修を進めていきたいと考えております。

三点目です。教育活動全体を通してという話になりますが、今の学習指導要領もそうですが、思考力、判断力、表現力が極めて大事です。日頃の授業の中で、最近挙がっていますようなアクティブ・ラーニングであるとか、一昔前のように座学中心ということはありませんので、そういった中で子どもたちを全体的に育てていきたいと考えております。

以上、三点でございます。

○選挙課長 選挙管理委員会としましても、教育委員会との連携が非常に大事だと考えまして、既に高校教育課、指導1課、指導2課の方々と来年度の事業に向けてどういう協力ができるかといった具体的なすり合わせを始めさせていただいております。

我々が小学校を回らせていただいて、模擬投票をやっているんですけども、先生たちが我々のノウハウを活用できるように模擬投票マニュアルというものを作ります。それは、紙ベースと電子ベースで御提供いたしますので、相互に活用しながら円滑な主権者教育の進展に貢献できたらと考えております。

以上でございます。

○市長 投票という話だけしてしまったのですが、今回、運動にも参加できるということになったわけです。そこが実を言うと難しいことで、是非、いろいろと検討・研究を続けていただかなくてはならない部分だと思うのです。公職選挙法と

いうのは難しい法律です。ただ、関わるということで選挙の面白さとかダイナミズムというのもあり、有権者としての意識も間違いなく高まるということもありますから、その辺のやり方、関わり方というのは十分に検討・研究していただいた方がよろしいのかなと思います。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） 個別の議論の最後、「グローバル・スタディ科」に移らせていただきます。教育委員会事務局から説明いたします。

○教育委員会事務局学校教育部長 それでは、教育委員会から引き続き御説明いたします。お手元の資料5を御覧ください。「グローバル・スタディ科」の推進について、御説明いたします。

平成27年度から英語研究開発モデル校で研究を進めてまいりました「グローバル・スタディ科」を、平成28年度から全ての市立小・中学校で実施してまいります。「グローバル・スタディ科」では、将来、グローバル社会で主体的に行動し、たくましく豊かに生きる児童生徒の育成を目標とし、英語で積極的にコミュニケーションを図ることができ、また、我が国や本市の伝統・文化に誇りをもち、将来にわたり社会に貢献できる子どもたちの育成を目指しております。小学校低学年では、歌や踊りなど、英語に慣れ親しむ活動から始めます。高学年では「読む」「書く」活動も充実させてまいります。中学校では、習得した英語を活用させる学習の充実を図る予定でおります。こういった取組としまして、小学校1年生から中学校3年生まで一貫したカリキュラムに基づく英語教育を推進してまいります。

さらに、平成28年度から、小学校5年生から中学校3年生までの子どもたちを対象に、「さいたま市国際ジュニア大使」を募集し、認定を進めていく予定でございます。国際的なイベントなどで、英語を使って紹介ができたり、案内ができたり、そういったことをすることで、子どもたちが「グローバル・スタディ科」で学んだことを活用する機会となり、国際的な視野を身に付けることにつながると考えております。

国際的なイベント等で「さいたま市国際ジュニア大使」の子どもたちが、外国の方々と触れ合う機会をより多く設定できればと考えておりますので、関係機関の御協力をいただければと考えております。

以上です。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは、大谷委員長から最初にお願いいたします。

○大谷委員長 最初は御礼ということになりますけれども、「グローバル・スタディ科」の実施状況でありますけれども、おかげさまでさいたま市は、国に先んじて平成28年度からは小1から中3まで全校実施ということで取り組ませていただきます。国の方を見ますと、平成32年が学習指導要領の全面実施なんですね。もちろん、平成30年度から先行実施ということではあるんですけども、国の全面実施を考えるならば4年の前倒しということで、さいたま市は先行させていただける

ということは本当にありがたいことでもあります。当然、ALTの確保など大変な予算的な措置も必要でありますけれども、市長をはじめ、市長部局の方々の大変な御支援の下、こうした取組を実施させていただくことにつきまして、感謝を申し上げたいと思います。是非、この成果を私ども上げなければならないと認識を強くしているところであります。

本市の特色とすれば、例えば、国が平成32年度に全面実施でも小学校1、2年生は入っていないんですよね。ところが、さいたま市は平成28年度から小学校1、2年を含めて実施させていただく。そうした意味でも、先進性が高いということで感謝を申し上げる次第でございます。

そうした「グローバル・スタディ科」の一環として、さいたま市で繰り広げられます国際芸能、あるいはクリテリウム、世界盆栽大会等もあるわけですが、是非、「さいたま市国際ジュニア大使」というものを考えておりますので、各小中学校1、2名程度、上限で300名程度を考えているわけでありまして、そういった子どもたちが参加できる、あるいは海外の方々と交流できる機会づくりに御協力を賜れば大変ありがたい。そして、そのジュニア大使がどのような具体的な活動、活躍ができるかについて、皆様方と膝を突き合わせて検討させていただいたら大変ありがたいと思っております。

何とか私どももさいたま市で展開されます国際的なイベントを盛り上げていくために参加させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは、皆様から御意見を引き続き頂戴したいと思いますが、いかがでしょうか。

○武田委員 こちらの「さいたま市国際ジュニア大使」の件なんですけれども、大変よい取組というか事業かなと思いますけれども、これは活躍する一部の児童生徒というだけではなくて、彼らの活動をそれぞれの学校に還元するというか、集会やいろいろな場で紹介されると思うんですけれども、ジュニア大使として体験したことをそれぞれの学校へ持ち帰って披露すると言いますか、一人の体験ではなくて、代表としての体験であるという形を今後整えていただけるといいなと思うんですけれども。

今も市内各地の小、中学校で夏休みにニュージーランドに行つてということがありますけれども、その場合も研修をして各学校でいろいろ工夫をなさって皆の代表で行つたという形で現場にまた戻していくのかなと思いますので、そういうことも参考になることがありましたら、形としては一人が出るのだけでも、学校全体、市全体でやっているという形にさせていただけると、いろいろなお子さんたちに効果が広がっていいのかなと思いますので、その御配慮だけかなと思います。

○石田委員 モデル校で実施したんですけれども、その検証をしっかりとさせていただいて、来年度から始まるのでしっかりと傾向と対策をみていただいで、やっていただければと思ったんですけれども、一番の問題は人材なんです。ALTなど、全校

になりますと、これ全国的な規模になりますので、どうしても人材確保というのが非常に困難だと思います。人材派遣会社を使うみたいなんですけれども。やってみないと分からない部分もどうしてもあるので、是非、うまく対応していただければと思っています。

以上です。

○市長 この「グローバル・スタディ科」は、全国的にも大変注目されるプロジェクトなんだと思っています。日本人はずっと、英語を勉強している割にはいつも英語を話せないと言われていたわけなんですけれども、その根幹というのは積極的にコミュニケーションするという部分がなかなかこれまでなかったように思いますけれども、市長部局としましてクリテリウム、マラソン、盆栽大会などのお話ありましたが、子どもたちの活躍の場、体験の場というものを市長部局としても考えて、提供して、子どもたちがいろいろな場面で英語を使ってさいたま市や日本のことを説明したり、コミュニケーションする機会というのをできるだけ多くつくる努力をしていきたいと思っています。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） 最後、資料6の個別事業も含めまして、これまでの議論で言い足りなかったとことなどございましたら御発言をいただければと存じます。

○大谷教育長 本市の特別支援学級の新增設関係で、比率的なところを申し上げさせていただきたいのですが、平成27年度で見ますと、特別支援学級の設置率は59.4%でございます。平成27年度の埼玉県の平均設置率が70.7%ということで、これは正直遅れをとっているわけでありましたけれども、平成28年度になりますと、見込みで71.9%ということで、ここで埼玉県の平均設置率を上回ってまいります。そして、更に平成29年度は135校と総合政策監からありましたけれども、比率でいうと84.4%ということで、大変ありがたいお力添えに感謝を申し上げたいと思います。

それと、特別支援学校の教員免許状、これは本来、特別支援学校というのは、特別支援学校教員免許状を保有している者の指導をお願いしなくてはならないのでありますけれども、教職員免許法の当分の間ということで、小中高の教員免許を持っていれば、当分の間はそれでいいよということで例外規定みたいなのがありまして、そうした中で本市におきましては、特別支援学校における特別支援学校教員免許状保有率が93.8%、これは全国平均が72.7%ですから、非常に率が高い、専門性の豊かな教員を配置させていただいている。そして、これは現在進行中でございますけれども、特別支援学校免許状所有者の特別選考というものをやっております、このところ20名程度、特別選考で採用させていただいている状況でございます。

それと、特別支援学級についてですけれども、各小中学校の特別支援学級につきましても、特別支援学校教員免許状保有率、これは専門性を高める意味で大事なことなのですが、さいたま市では小中合わせて68.2%、全国平均が30.5%で

ございますので、これも専門性の高い教員を配置させていただいていると。今後とも、これについては更に高めてまいりたいと考えております。

以上、御礼を含めた御報告でございます。

○本間副市長 今日、教育施策に係る予算についてのテーマでございましたが、平成28年度の予算につきましては、先週に市議会の御議決をいただきまして、成立したところでございます。

教育関係予算につきましては、一般会計全体で4,689億円のうち、386億円ほどを計上させていただいたところでございます。これにつきましては、昨年と比べますと、10億円ほど減ってはおりますけれども、これは、急ピッチで進めてまいりました校舎の耐震補強事業が無事完成したということで、そういった要因で30億円ほど減っているということ踏まえますと、実質的には、大変厳しい財政状況の下ではありますが、教育に関する予算についてもしっかりと対応させていただいているということで私も考えておりますが、こういったことも含めまして、来年度の予算の執行等に当たりましては、委員の皆様の御指導等もいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） 以上で議題に関する御議論は終了とさせていただきます。

#### 4 その他

○事務局（都市戦略本部総合政策監） 最後、その他でございます。資料はございません。来年度の開催予定につきまして口頭で御説明申し上げたいと存じます。第1回の時にも御報告を申し上げたと思っておりますけれども、今年は1年目ということで、総合教育大綱の策定もございましたが、来年度は2年目ということでございますので、夏頃を目途に平成29年度に向けた議論をいただきまして、それを踏まえて予算編成等をさせていただき、また来年度のこの時期にその結果を踏まえた御報告と平成29年度についての議論をいただくという形で、最低2回は開催させていただきたいと思っております。

また、総合教育会議につきましては、その他個別事案、突発事案対応というものも法律上、所掌事務としてございますので、そういった事案が生じた場合にはその都度、対応させていただきたいと思っております。また、それぞれ市長部局、教育委員会側から今申し上げた案件以外のものがございました場合には、2回の中で開催するのか、別に会議を開催するのかということについては、その都度、事務方で協議し、相談させていただければと存じますのでよろしくお願いいたします。

最後に、会議の主宰者である市長から、本日の会議の総括をお願いしたいと思います。

○清水市長 今日長時間にわたりまして、忌憚のない意見交換ができたということ

で、いい会であったと思っております。

やはり教育の分野と、市長部局でやっている子ども・子育てであったり、あるいは文化であったり、かなり領域が重なったり、あるいは関連する部分がたくさんございます。私どもとしても、教育委員会の教育の現場の部分と、私たち市長部局でやっております様々な部門とがいろいろな形で連携・リンクをしていくことで一層政策的な効果が高まっていくものと考えております。引き続き、皆様方のお力添えをいただきながら、市長部局と教育委員会がしっかりと連携をして、子どもたちがしっかりと育まれ、また、育っていくような環境づくりに全力を挙げてまいりたいと考えております。引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（都市戦略本部総合政策監） それでは、以上をもちまして、「平成27年度第3回さいたま市総合教育会議」を終了させていただきます。

皆様、長時間、本当にお疲れ様でございました。

5 閉会
------